

徳島県告示第四百二十号

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成二十七年徳島県告示第六百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「事業税」の下に「、特別法人事業税」を加える。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。